様式第13号(第16条、第16条の2、第16条の3、第16条の4関係)

|  |
| --- |
| 第　　　　　号　　年　　月　　日　　　　　　　　　　様出雲市長　　　　　　　　　　 |
| 老人保健法による | 医療費移送費標準負担額差額高額医療費 | 支給申請却下通知書 |
| 　 |
| 　先に申請のあった老人保健法による | 医療費移送費標準負担額差額高額医療費 |  の支給申請については、 |
| 次の理由により却下しましたので、通知します。　なお、この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に島根県知事に対して審査請求をすることができます。　処分の取消しの訴えを提起する場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、出雲市長を被告として提起することになりますが、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができません。　ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する採決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。　(理由) |